

衆議院 第百五十六回国会

我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録

第一号

本特別委員会は平成十五年六月二十四日(火曜日)議院において、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案及び平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため設置することに決した。

平成十五年六月二十四日(火曜日) 午後三時三十五分開議
出席委員 高村 正彦君
委員 浅野 勝人君 理事 中谷 元君
理事 浅田 靖一君 理事 松下 忠洋君
理事 末松 義規君 理事 中川 正春君
理事 赤松 正雄君 理事 一川 保夫君
荒巻 隆三君 伊藤 公介君
金子 恭之君 北村 誠吾君
田野瀬良太郎君 高木 毅君
谷田 武彦君 谷本 龍哉君
仲村 正治君 牧野 隆守君
福井 照君 松浪 健太君
松本 毅君 新藤 義孝君
杉浦 正健君 田野瀬良太郎君
高木 毅君 谷田 武彦君
谷本 龍哉君 仲村 正治君
伊藤 公介君 金子 恭之君
浅野 勝人君 荒巻 隆三君

委員の異動
国務大臣 (内閣官房長官)
衆議院調査局イラク人道復興支援及び我が国の協力支援活動等に関する特別調査室長
前田 光政君

六月二十四日 補欠選任
小島 敏男君 水野 賢一君
新藤 義孝君 渡辺 博道君
杉浦 正健君 馳 浩君
水野 賢一君 小島 敏男君
渡辺 博道君 新藤 義孝君
同日 補欠選任
浅野 勝人君 中谷 元君
高村 正彦君が委員長に当選した。
同日 浅野 勝人君 中谷 元君
高村 正彦君が委員長に当選した。
同日 浅野 勝人君 中谷 元君
高村 正彦君が委員長に当選した。

一号
同(北川れん子君紹介)(第一三九二号)
同(原陽子君紹介)(第一二七五号)
自衛隊艦隊派遣など戦争協力反対に関する請願(川田悦子君紹介)(第一二二六号)
同(金田誠一君紹介)(第一二二六号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一二九一号)
同(土井たか子君紹介)(第一二七八号)
インド洋に派遣した自衛隊艦隊撤退に関する請願(阿部知子君紹介)(第一二七五号)
同(今川正美君紹介)(第一二七六号)
同(山内恵子君紹介)(第一二七七号)
は去る二月十四日から五月二十三日までに安全保障委員会に付託されたが、これを本委員会に付託替えされた。

六月二十四日
インド洋への自衛隊のイージス艦派遣反対に関する意見書(東京都清瀬市議会)(第六〇三三号)
イージス艦派遣反対に関する意見書(徳島県小松島市議会)(第六〇四号)
インド洋への自衛隊のイージス艦派遣の中止に関する意見書(東京都小金井市議会)(第一二二〇号)
インド洋への自衛隊のイージス艦派遣反対に関する意見書(東京都東久留米市議会)(第一八一三三号)
は去る二月二十一日から三月三十一日までに安全保障委員会に参考送付されたが、これを本委員会に送付替えされた。

本特別委員は議長の名で、次のとおり選任された。
浅野 勝人君 荒巻 隆三君
伊藤 公介君 金子 恭之君
北村 誠吾君 小島 敏男君
高村 正彦君 新藤 義孝君
杉浦 正健君 田野瀬良太郎君
高木 毅君 谷田 武彦君
谷本 龍哉君 中谷 元君
仲村 正治君 浜田 靖一君
福井 照君 牧野 隆守君
松下 忠洋君 松浪 健太君
松宮 勲君 宮腰 光寛君
森岡 正宏君 伊藤 英成君
大島 章宏君 桑原 豊君
末松 義規君 中川 正春君
原口 一博君 平岡 秀夫君
前原 誠司君 山口 壯君
吉田 公一君 渡辺 周君
赤松 正雄君 佐藤 茂樹君
丸谷 佳織君 一川 保夫君
佐藤 公治君 中塚 一宏君
赤嶺 政賢君 木島日出夫君
今川 正美君 金子 哲夫君

委員の異動
国務大臣 (内閣官房長官)
衆議院調査局イラク人道復興支援及び我が国の協力支援活動等に関する特別調査室長
前田 光政君

委員の異動
国務大臣 (内閣官房長官)
衆議院調査局イラク人道復興支援及び我が国の協力支援活動等に関する特別調査室長
前田 光政君

六月二十四日
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出第一二二〇号)
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二一号)
は設置の議決により本委員会に付託となった。
六月二十四日
自衛隊艦隊派遣などアメリカの戦争拡大への協力反対に関する請願(首藤信彦君紹介)(第二七七五号)
同日 浅野 勝人君 中谷 元君
高村 正彦君が委員長に当選した。
同日 浅野 勝人君 中谷 元君
高村 正彦君が委員長に当選した。

本日の会議に付した案件
委員長及び理事の互選
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出第一二二一号)
同日 浅野 勝人君 中谷 元君
高村 正彦君が委員長に当選した。
同日 浅野 勝人君 中谷 元君
高村 正彦君が委員長に当選した。

出第二一〇号

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一二号)

〔牧野(隆)委員、委員長席に着く〕

○牧野(隆)委員 これより会議を開きます。

衆議院規則第一百一条第四項の規定によりまして、委員長が選任されるまで、私が委員長の職務を行います。

これより委員長の互選を行います。

○浜田委員 動議を提出いたします。

委員長の互選は、投票によらないで、高村正彦君を委員長に推薦いたします。

○牧野(隆)委員 ただいまの浜田靖一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○牧野(隆)委員 御異議なしと認めます。よって、高村正彦君が委員長に御当選になりました。

〔拍手〕

委員長高村正彦君に本席を譲ります。

〔高村委員長、委員長席に着く〕

○高村委員長 この際、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま委員各位の御推挙によりまして、私が委員長の重責を担うことになりました。

御承知のとおり、去る五月二十二日、国連安全保障理事会において、加盟国に対しイラクへの人道復興協力や治安維持などへの貢献を求める決議が採択されました。

これを受け、イラクの国家の再建を支援、促進しようとする国際社会の取り組みに我が国も主体的かつ積極的に寄与することが求められております。

また、依然として不透明、不確実な現下の世界情勢の中、引き続き、テロ行為によってもたらされる脅威を除去するため、国際社会と協力して、テロリズム根絶のための努力を行わなければなりません。

このような状況のもと、国際社会の平和及び安全の確保のために、本委員会に課せられました使命はまことに重大であります。

委員長として、微力ではありますが、委員各位の御協力、御指導を賜りまして、公正かつ円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○高村委員長 これより理事の互選を行います。

○浜田委員 動議を提出いたします。

理事の員数は八名とし、委員長において指名されることを望みます。

○高村委員長 ただいまの浜田靖一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○高村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、委員長は、理事に

浅野 勝人君	中谷 元君
浜田 靖一君	松下 忠洋君
末松 義規君	中川 正春君
赤松 正雄君	一川 保夫君

以上八名の方々を指名いたします。

○高村委員長 次に、内閣提出、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案及び平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。福田内閣官房長官。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○福田内閣大臣 ただいま議題となりましたイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、国際連合安全保障理事会決議第六百七十八号、第六百八十七号及び第十四百四十一号並びにこれらに関連する同理事会決議に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取り組みに対して、我が国が主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第十四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動について必要な事項を定めることを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、基本原則として、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たらないものであること、対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うことなどを定めております。

第二に、この法律に基づき実施される対応措置を人道復興支援活動及び安全確保支援活動とし、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、基本計画には、対応措置に関する基本方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定めることとしております。

第四に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容、また、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第五に、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、原則として当該対応措置を開始した日から二十日以内に国会の承認を求めなければならないこととしております。

第六に、対応措置の実施を命ぜられた自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の自衛隊員等もしくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命または身体を防衛するために、一定の要件に従って武器の使用ができることとしております。

なお、この法律案は、施行の日から起算して四年を経過した日にその効力を失うこととしておりますが、必要がある場合、別に法律に定めるところにより、四年以内の期間を定めて効力を延長することができるとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

続きまして、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のため

めの諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその内容を御説明いたします。

この法律案は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃がもたらした脅威が依然として存在していることを踏まえ、我が国として、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。この法律案の内容は、現行法の有効期限をさらに二年間延長し、施行の日から四年間とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○高村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 対応措置等（第四条―第十七条）

第三章 雑則（第十八条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第二章 第八号

イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録第一号 平成十五年六月二十四日

第一条 この法律は、イラク特別事態（国際連合安全保障理事会決議第六七十八号、第六百八十七号及び第千四百四十一号並びにこれらに関連する同盟国決議に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態をいう。以下同じ。）を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政府は、この法律に基づく人道復興支援活動又は安全確保支援活動（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することにより、前条に規定する国際社会の取組に我が国として主体的かつ積極的に寄与し、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

3 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものである。

4 対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないことと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一 外国の領域 当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。ただし、イラクにあつては、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号その他の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つてイラクにおいて施政を行う機関の同意によることができる。）

二 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第八条第五項及び第十四条第一項において同じ。）及びその上空

4 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛庁長官に協力するものとする。

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人道復興支援活動 イラクの国民に対して医療その他の人道上の支援を行い若しくはイラクの復興を支援することを国際連合加盟国に対して要請する国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号又はこれに関連する政令で定める国際連合の総会若しくは安全保障理事会の決議に基づき、人道的精神に基づいてイラク特別事態によつて被害を受け若しくは受けるおそれがあるイラクの住民その他の者（以下「被災民」という。）を救援し若しくはイラク特別事態によつて生じた被害を復旧するため、又はイラクの復興を支援するために我が国が実施する措置をいう。

二 安全確保支援活動 イラクの国内における安全及び安定を回復するために貢献すること国際連合加盟国に対して要請する国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号又はこれに関連する政令で定める国際連合の総会若しくは安全保障理事会の決議に基づき、国際連合加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する措置をいう。

三 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八條の三に規定する特別の機関

四 人道復興関係国際機関 国際連合難民高等弁務官事務所その他国際連合の総会若しくは安全保障理事会によつて設立された機関若しくは国際連合の専門機関又は我が国が締結した条約その他の国際約束により設立された国際機関であつて人道復興支援活動に関するものとして政令で定める国際機関をいう。

2 人道復興支援活動として実施される業務は、次に掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

一 医療

二 被災民の帰還の援助、被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布又は被災民の収容施設の設置

三 被災民の生活若しくはイラクの復興を支援する上で必要な施設若しくは設備の復旧若しくは整備又はイラク特別事態によつて汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧

四 行政事務に関する助言又は指導

五 前各号に掲げるもののほか、人道的精神に基づいて被災民を救援し若しくはイラク特別事態によつて生じた被害を復旧するため、又はイラクの復興を支援するために我が国が実施する輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒

3 安全確保支援活動として実施される業務は、国際連合加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する医療、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒

は消毒（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

第二章 対応措置等
(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 対応措置に関する基本方針

二 対応措置を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該対応措置に係る基本的事項

ロ 当該対応措置の種類及び内容

ハ 当該対応措置を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該対応措置を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該対応措置を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等（自衛隊法昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国（第十八条において「国際連合等」という。）に無償又は時価よりも低い対価で譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該対応措置の実施に関する重要事項

三 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。

4 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国（イラクにあつては、第二条第三項第

一号の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つてイラクにおいて施政を行う機関を含む。）及び人道復興関係国際機関その他の関係機関と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

(国会への報告)

第五条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があつたときは、その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

(国会の承認)

第六条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、当該対応措置を開始した日（防衛庁長官が第八条第二項の規定により当該対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。）から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

2 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

(本府による対応措置の実施)

第七条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての物品の提供（次条第一項に規定する物品の提供を除く。）を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての役務の提供（次条第二項に規定する役務の提供を除く。）を行うものとする。この場合において、内閣総理大臣は、イラク復興支援職員（一般職に属する国家公務員のうち対応措置に従事する内閣府本府（以下「本府」という。）の職員をいう。以下同

じ。）にその実施を命ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、本府による対応措置の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊による対応措置の実施)

第八条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての物品の提供（自衛隊に属する物品の提供に限る。）を行うものとする。

2 防衛庁長官は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての役務の提供（自衛隊による役務の提供に限る。）について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、対応措置を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 対応措置のうち公海若しくはその上空又は外国の領域における活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時中止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 自衛隊の部隊等が対応措置として実施する業務には、次に掲げるものを含まないものとする。

一 武器（弾薬を含む。第十八条において同じ。）の提供

二 戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機

7 自衛隊の部隊等は、外国の領域において対応措置を実施するに当たり、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、自衛隊による対応措置の実施のため必要な協力を行うものとする。

9 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

(配慮事項)

第九条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、イラク復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。

(イラク復興支援職員の採用)

第十条 内閣総理大臣は、対応措置に従事させるため、当該対応措置に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めてイラク復興支援職員を採用することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(行政機関の職員の定員に関する法律の特例)

第十一条 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条及び第二条の規定にかかわらず、前条第一項の規定により採用されるイラク復興支援職員の定員は、政令で定めるところにより、同法第一条第一項及び第二条の定員に含まないものとする。

(関係行政機関の職員の派遣)

第十二条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に對し、基本計画に従い、対応措置を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項各号に掲げる者を除く。）を本府に派遣するよう要請することができる。

第十三条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に對し、基本計画に従い、対応措置を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項各号に掲げる者を除く。）を本府に派遣するよう要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて本府に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期としてイラク復興支援職員に任用されるものとする。

4 前項の規定により従前の官職を保有したままイラク復興支援職員に任用される者は、内閣総理大臣の指揮監督の下に対応措置に従事する。

(国家公務員法の適用除外)

第十三条 第十条第一項の規定により採用されるイラク復興支援職員については、イラク復興支援職員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(イラク人道復興支援等手当)

第十四条 我が国以外の領域(公海を含む。)において対応措置に従事する者には、対応措置が行われる地域の勤務環境及び対応措置の特質にかんがみ、イラク人道復興支援等手当を支給することができる。

2 前項のイラク人道復興支援等手当に關し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(国家公務員災害補償法等の読替)

第十五条 イラク人道復興支援等手当が支給される者に係る国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第四条第二項及び防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法

律第二百六十六号)第二十七條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「及び国際平和協力手当」とあるのは、「国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当」とする。

(関係行政機関の協力)

第十六条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(武器の使用)

第十七条 対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。)、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第四条第二項第二号二の規定により基本計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七條の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

第三章 雑則

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十八条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、本府又は自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、国際連合等からその活動の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該国際連合等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(民間の協力等)

第十九条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、前章の規定による措置によつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(その他の措置)

第二十条 政府は、前章の規定による措置を実施するほか、イラク特別事態を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進するよう努めるものとする。

(政令への委任)

第二十一条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この

法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効等)

第二条 この法律は、施行の日から起算して四年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日より前に、対応措置を実施する必要があると認められるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行の日から起算して四年を経過する日以後においても対応措置を実施する必要があると認められるに至つたときは、別に法律で定めるところにより、同日から起算して四年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。

第四条 前条の規定は、同条(この条において準用する場合を含む。)の規定により効力を延長した後その定めた期間を経過しようとする場合について準用する。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

附則中第三十三項を第三十五項とし、第十九項から第三十二項までを二項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の二項を加える。

19 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に關する特別措置法(平成十五年法律第 号)がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、対応措置としての物品の提供を実施することができる。

20 長官は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に關する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に対応措置として

の役務の提供を行わせることができる。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前三項に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第 号)がその効力を有する間、同法第二条第一項に規定する対応措置(自衛隊が実施するものを除く。)の実施に関する事務をつかさどる。

理由

イラク特別事態を受けて、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第十四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成

のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「二年を」を「四年を」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき我が国が人道的精神に基づいて実施する措置を引き続き実施し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年六月二十六日印刷

平成十五年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇